

保護者・生徒の皆様へ

緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の対応について(連絡)

この度、本県に発令されていた緊急事態宣言が6月20日(日)に解除され、6月21日(月)以降、まん延防止等重点措置が適用されることになりました。それに伴う県立学校の対応について、兵庫県教育委員会からの指示をお知らせいたします。

今後も感染拡大防止対策に努めますのでご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動【令和3年6月21日(月)以降】→**県外活動(一部地域除く)が可・出停措置継続**

- ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- ・県外では、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の移動制限を伴う措置を実施している区域での活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。
- ・生徒の健康観察を徹底し、生徒はもとより、同居家族に発熱等の症状やPCR検査を受けている場合も登校させない(出席停止の措置は変わらず)。

2 部活動

【6月21日～夏季休業日前日(7月20日)】→**校内限定から県内活動可へ、活動時間も若干緩和**

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、県内のみ部活動(練習試合、合宿等を含む)を行う。なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。
- ・全国大会・近畿大会に出場する部は当該大会参加とともに、大会に向けた練習試合、合宿等は、県外も可とする。宿泊は感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定(学校は不可)
- ・活動時間は、平日(4日)2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。※前回は「以内」

【夏季休業日以降(7月21日～)】→**県外活動(一部地域除く)が可**

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。
- ・県外では、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の移動制限を伴う措置を実施している区域での活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。ただし、全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。
- ・活動時間は、平日(4日)2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。

3 熱中症対策(新たな追加項目)

- ・環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。

(屋内) 空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。

(屋外) 体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日及び本人が息苦しさを感ずる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。